

福岡県公報

平成二十五年四月十二日
第三千四百八十七号
増刊
①

目次

再掲

○福岡県税条例の一部を改正する条例

(税務課) ……………

再掲

福岡県公告式条例(昭和二十五年福岡県条例第四十六号)第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県税条例の一部を改正する条例

福岡県知事 小川 洋

福岡県条例第二十八号

福岡県税条例の一部を改正する条例

福岡県税条例(昭和二十五年福岡県条例第三十六号)の一部を次のように改正する。

第二十条の二十三第十項中「(独立行政法人森林総合研究所が独立行政法人森林総合研究所法(平成十一年法律第九十八号)附則第九条第一項又は第十一条第一項の規定により行う旧独立行政法人緑資源機構法(平成十四年法律第三十号)第十一条第一項第七号イの事業又は旧農用地整備公団法(昭和四十九年法律第四十三号)第十九条第一項第一号イの事業を含む。第二十条の三十六の二において同じ。)」を削る。

付則第八条第一項中「平成二十五年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改め、同条第三項中「この項」を「この項から第五項まで」に、「平成二十五年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改め、同条第四項中「(宅地建物取引業の宅地又は建物をいう。以下この項及び次項において同じ。)」を削り、「平成二十五年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改め、同条第五項、第七項及び

第十一項中「平成二十五年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改め、同条第十二項中「食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法(平成十年法律第五十九号)第十条第一項若しくは」を削り、「平成二十五年三月三十一日まで」を「平成二十五年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの間」に改め、同条第十三項を削り、同条第十四項中「平成二十五年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改め、同項を同条第十三項とする。

付則第八条の四第一項及び第三項中「平成二十五年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改める。

付則第九条の二の五第七項中「各号に掲げるトラック」を「各号に掲げる自動車」に改め、「附則第十二条の二の五第七項第一号」の下に「に掲げる自動車のうち車両総重量が十二トンを超えるもの、同項第二号」を加え、「同項第二号」を「同項第三号」に改める。

付則第十五条中「平成二十五年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に、同条第一号中「第九条第五項」を「第九条第六項」に改める。

付則第三十一条第四項中「第二十条第三項又は第五項」を「第二十条第二項」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

(不動産取得税に関する経過措置)

第二条 改正後の福岡県税条例(次条において「新条例」という。)の規定中不動産取得税に関する部分は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

(自動車取得税に関する経過措置)

第三条 新条例付則第九条の二の五第七項の規定は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

定期発行日 毎週火金曜日

〔発行〕〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号 福岡県 総務部行政経営企画課 (電話 092-643-3028)
〔作成〕〒812-0023 福岡市博多区奈良屋町3番1号 久野 印刷株式会社 (電話 092-262-5726)